

企業向けジョブ・カード普及セミナー

働き方改革って何をしたらいいの？ すぐに実践できる取り組み講座

参加費
無料

10月18日(金) 開催

定員40名

働き方改革は、「一億総活躍社会を実現するための改革」実現に向けた取り組みです。
離職率の改善やモチベーションの維持・アップなど、現在企業の皆様が抱える課題の解決に有効なセミナーです。
職業能力証明ツールでもあるジョブ・カードの活用と助成金制度についてもご紹介します。

セミナー内容

第1部 13:40~14:25

「働き方改革」の実現に向けて ～人材の採用と育成～

- ・働き方改革が目指すものとその背景
- ・働き方改革関連法の概要と取り組むべき課題（長時間労働、同一労働同一賃金）
- ・推進のためのポイント（多様な人材の採用と育成）

講師：土屋英介

<経歴>

社会保険労務士法人みらいコンサルティング シニアコンサルタント・社会保険労務士、国家資格キャリア・コンサルタント
国際物流会社で人事業務に従事。2019年にみらいコンサルティングに入社。
長年の事業会社での人事経験から実務目線での課題解決にこだわった労務相談、IPOに向けた労務改善コンサルティングに携わる。



第2部 14:35~16:30

●社員のモチベーションアップには

講師：東北広域ジョブ・カードセンター 水間 博美

- ・ジョブ・カード活用のメリットと実践

●人材開発支援助成金制度 概要説明

講師：東北広域ジョブ・カードセンター 富岡 明彦

- ・特定訓練コース 認定実習併用職業訓練
- ・特別育成訓練コース 有期実習型訓練
- ・制度活用の留意点 など

人事課題を解決
したい企業様！
必聴です！



開催概要

- 日時：10月18日(金) 13:30 ~16:30 (開場13:00)

- 会場：仙台商工会議所 7階「中」会議室

仙台市青葉区本町2-16-12

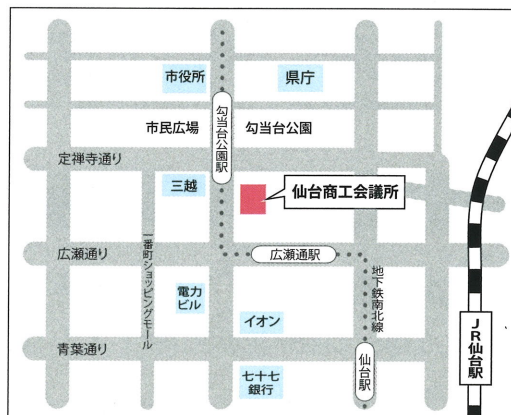
※地下鉄南北線「勾当台公園駅」南4番出口すぐ

- 定員：40名 (先着申込み順)

※申込みが定員に達した場合は、申込み期間中でも受付終了とする場合がございます

- 費用：無料

- 締切：10月15日(火)



裏面をご参照の上、E-mailでお申し込みください

■お申し込みの方法

参加をご希望の方は、E-mail またはFAXにてお申し込み下さい。

下の項目をご記入の上、送信してください。

E-mail : jobcard_miyagi@pasona.co.jp

FAX : 022-267-4223

- ①貴社名 ②業種 ③ご住所 ④TEL ⑤FAX
⑥部署名・役職名 ⑦参加者氏名 ⑧メールアドレス

①貴社名	②業種
③住所	
④TEL	⑤FAX
⑥部署名・役職名	⑦参加者氏名
⑧メールアドレス	

＜個人情報の取り扱いについて＞ 株式会社パソナ（以下「当社」といいます）は、当社が厚生労働省より受託した「平成31年度雇用型訓練等を活用したジョブ・カード制度の推進実施事業」（以下、「本事業」といいます）に伴い取得する個人情報を以下の通り取り扱います。

1. 利用目的について
ご提供いただいた個人情報は、本事業に係るイベント・セミナーの申込み受付、本事業への参加促進のための連絡、本事業に係る保険手続きその他の管理、本事業に関連する当事業に関する資料の送付提供、お寄せいただいたお問合せ・お申込み・ご意見などの受付・回答・管理、当社及び厚生労働省が開催するイベント・セミナーのご案内、統計データの作成、ホームページ、Facebook等のソーシャルメディアなど人の写真の掲載等のために利用します。
2. 共同利用について
ご提供いただいた個人情報は、当社の管理責任のもと厚生労働省と共同利用いたします。共同利用する項目：参加申込書に記載の個人情報 共同して利用する者の範囲：厚生労働省 共同して利用する者の利用目的及び予め許可を得たうえで行う写真の撮影の目的：本事業の実施・運営、ホームページ、Facebook等のソーシャルメディアなど人の写真の掲載。取得方法：参加お申込み用紙、イベント・セミナー時の会場内での撮影
なお、ご提供頂いた個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供することはありません。
3. 外部委託について：当社が定める個人情報保護体制の水準を満たす委託先に個人情報を委託する場合があります。
4. 個人情報の任意性について：個人情報を提供していただくことは任意によるもので、何ら強制するものではありません。ただし、個人情報を提供いただけない場合には、利用目的に記載された事項をご利用できないことをご了承ください。
5. 個人情報の開示、訂正、削除について
個人情報保護法に基づく、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）について当社は、下記の相談、苦情窓口が対応いたします。
開示等のご依頼に際しては、ご本人確認とご請求内容等が必要になりますので、当社所定の必要書類にご記入のうえお申し出いただけます。また、次のいずれかに該当する場合には、開示等の対象になりません。
* 法令又は当社の諸規則に違反する行為の調査に関わる情報 * 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
* 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合 * 他の法令に違反することとなる場合
6. 個人情報のお問合せ窓口：相談、苦情については、当社パソナ・仙台営業本部長宛てに文書でお申し出下さい。
株式会社パソナ パソナ・仙台営業本部 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン18階（〒980-8485）電話番号：022-267-4221
個人情報保護管理者 株式会社パソナ 取締役常務執行役員 E-mail : privacy@pasona.co.jp

お問い合わせ

東北広域ジョブ・カードセンター（株式会社パソナ内）

〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン18階

TEL : 022-212-8335 FAX : 022-267-4223

E-mail : jobcard_miyagi@pasona.co.jp

URL : <https://jobcard-center.jp/>



Job Card

ジョブ・カード制度 総合サイト



10月15日

(火)

締切

会社に、より良い
人事評価制度を導入したい。

採用が決まらない。

従業員の定着率を高めたい。

従業員のキャリアアップを
はかりたい。



人事課題の解決に



ジョブ・カードを使いませんか。

① ジョブ・カードって

これまでの職業経験（新卒の場合：学生時代の部活動、インターンシップ等）を振り返り、大事にしたい価値観、自分の強み、今後どのような働き方を希望しているかなど**自己理解を深めることができます**。作成に際しては、キャリア支援の専門家である国家資格所有者による**キャリアコンサルティングを無料**で受けることができます。



ジョブ・カードの活用例



■ 採用がうまくいかない。

応募
者向け

メリット

ジョブ・カードなら、これまでの職務で学んだこと、価値観、強みなど応募者の魅力が具体的に把握できるため採用のミスマッチが軽減できます！

ハローワークの求人票に「**応募書類はジョブ・カードでも可**」と選択するだけで応募書類になります！

■ 在職者のモチベーションを上げたい。

在職
者向け

メリット

ジョブ・カードには将来取り組みたい仕事や働き方を書く欄があります。また、社員の業務に関する意識や思いが確認できるため、的確な人事評価ができ、配置にも活かれます。

■ 従業員のキャリアアップをはかりたい。

在職
者向け

メリット

ジョブ・カードを活用して、有期雇用型訓練の実施が可能です。正社員に登用するための取り組み（OJT、OFF-JT）を行う企業が対象となります。

※企業側及び訓練生（非正規社員）がともに要件に該当する必要があります。

